

平成 30 年度第 1 回海老名市市民活動推進委員会 次第

日時 平成 30 年 6 月 1 日（金）10 時 00 分～
場所 海老名市役所 政策審議室（3 階）

1 開会

2 委員の紹介

3 職員の紹介

4 正副委員長の選出・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 1

5 議題

(1) 平成 30 年度スケジュールについて・・・・・資料 4－1～4－2

(2) 昨年度からの検討課題について・・・・・・・・・・資料 3

(3) 事業視察報告について・・・・・・・・・・・・・・・・資料 5

6 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 2－1～2－2

7 閉会

◆次回の市民活動推進委員会

日時 平成 30 年 9 月 28 日（金）予定

場所 707 会議室 予定

内容 平成 30 年度市民活動推進補助金制度について

市民活動推進制度 について



日時:平成30年6月1日(金)
10時00分～

場所:海老名市役所 政策審議室

1. 目的

- 市民、市民活動団体、行政の協働でこころ豊かに暮らせるまちを実現する。

背景 社会環境の変化に伴い、様々な問題を解決するために、行政の活動のみならず、市民、市民活動団体による多様な市民活動の活性化が必要である。

- 市民活動を推進するための環境を整備し、その活動の健全な発展を促進することを目的として、市民活動推進条例を定めている。



2. 市民活動推進施策

○海老名市市民活動推進補助金制度

市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業を対象に補助金の交付を行う制度

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
申請団体	18団体	7団体	11団体	15団体
申請金額	2,180,000円	1,716,400円	1,700,000円	3,392,000円
交付団体	7団体	7団体	8団体	10団体
交付確定金額	1,560,000円	1,538,000円	1,365,178円	1,800,000円

※平成30年度の補助事業については、事業継続中のため事業終了時の精算をもって交付金額が確定されます。



2. 市民活動推進施策

○ 海老名市市民活動補償制度

市民が安心して市民活動に参加し従事できるよう市民活動中に偶然に発生した事故について補償する制度。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
申請件数	3件	1件	2件	3件
支払金額	249,000円	2,000円	212,000円	228,912円

※平成29年度事故について、保険金支払未完了事故1件有



3. 市民活動推進委員会

- 市民活動の推進及び、次の事項について、市長の諮問に応じ、調査、研究、審議等を行う。

- (1) 市民活動の推進に関すること。
- (2) 市民活動の施策に関すること。
- (3) 市民活動への支援の適否に関すること。
- (4) 市民活動団体に対する財政的支援に関すること。

※会議は委員の過半数の参加が条件になる。

- 委員の人数 8人以内
- 委員の任期 2年
(平成30年6月1日～平成32年5月31日)
- 委員の報酬 日額8,700円 (※視察は報酬対象外)
- 設置根拠 市民活動推進条例第9条



4. 委員会の今後の予定

予 定 時 期	内 容
平成30年5月、9月、 10月、11月に各1回	・平成30年度市民活動推進補助金 制度の検討及び確定、スケジュール及び内容について確認
12月	・12月1日号広報にて申請募集のご案内 ・応募受付開始 ・市民団体への説明会を実施（事務局のみで対応）
平成31年1月	応募受付終了
1月下旬	補助金交付申請団体の書類郵送
2月上旬	質問受付及び回答
2月中旬	書類審査（一次審査）
3月中旬	公開プレゼンテーション審査（二次審査）
3月下旬	補助金審査結果の答申
※ 随時	補助金交付団体の事業実施状況を視察 市長の諮問に応じ、調査・研究・審議を行う

END



海老名市市民活動推進補助金制度



目 次

◆海老名市市民活動推進補助金制度創設の経緯

- 1 申請できる団体
- 2 対象となる事業
- 3 補助の区分と金額
- 4 対象となる経費
- 5 対象とならない経費
- 6 申請方法
- 7 審査の方法
 - (1)書類審査
 - (2)プレゼンテーション
- 8 補助金制度の流れ



◆海老名市市民活動推進補助金制度創設の経緯

少子高齢化、環境問題など、社会的問題が増加



すべての問題に行政主導で対応していくことは困難



市民による多様な市民活動の活性化を図ることが求められている



平成**22**年4月1日に「海老名市市民活動推進条例」を施行



市民活動団体を財政的に支援するため、市民活動推進補助金制度を創設



1 申請できる団体

次のすべての要件に該当するボランティア活動団体、特定非営利活動法人、自治会等の市民活動団体が申請できます。

(1)市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業を実施すること。

⇒公益性のある事業

大勢の市民が利益を受けられる活動で、趣味的な活動や団体の会員だけが利益を受けられるものは、対象になりません。

(2)3人以上で構成していること。

(3)この補助金を受けるに当たり、申請から結果報告まで責任を持って事業を実施できること。

(4)団体の運営に際し、この補助金だけでなく、自主財源（会費や事業の参加費）を確保しており、寄附金を募ったりする等、団体の運営について自立している（しようとしている）こと。

2 対象となる事業は？

対象となる事業は次のとおりです。



- (1) 主として海老名市内で、市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業。
- (2) 交付決定日（平成30年4月1日以降）から平成31年3月31日までの間に実施する事業。

※複数年度に渡って実施する事業も補助の対象となります。
ただし、補助金を申請できる費用は、交付決定日から平成31年3月31日までの間に必要なものに限りします。



□対象とならない事業は？

(1)営利を目的とする事業

(2)宗教に関する次に掲げることを主たる目的とする事業

- ①宗教の教義を広めること。
- ②宗教の儀式行事を行うこと。
- ③宗教の信者を教化育成すること。

(3)政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業

(4)特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含みます。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

(5)海老名市の他の補助制度の対象となる事業



3 補助金の区分と金額

	入門編	発展編
該当する事業	団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業	団体がこれまでに行ってきた活動の拡充を図る事業、又は活動の発展を目的に次の一歩として新たに行う事業
補助金の額	<u>上限 1 0 万円</u>	<u>上限 3 0 万円</u>
補助金の 交付回数 (※)	1 団体につき、1 回のみの交付とする。	1 団体につき 3 回まで交付できる。ただし、当該年度に 1 回のみの交付とする。

当該年度に審査申込ができるのは、入門編または発展編のいずれかの区分で 1 事業のみ。



◆平成30年度 海老名市市民活動推進補助金交付団体

区分	団体名	事業名	事業内容	審査結果
1 入門	Piccolini	Piccoliniの「親子で気軽にコンサート」シリーズ第8弾♪ Ring Ring Ring ! ～魔法の鈴でヘンゼルとグレーテルを救おう～	○クリスマスコンサートの実施	100,000
2 入門	えびなアレルギーサークル デイジー	アレルギー講習会	○講師を呼び、アレルギー講習会を実施	100,000
3 入門	シエスタラボ	こころと脳の健康フェス～大野裕氏・澤登和夫氏をお迎えして～	○うつ病講演会の実施 一部 大野裕氏によるうつ病講演会 二部 お昼寝コンサート 三部 パネルディスカッション(大野・澤登・藤本)	100,000
4 発展	大谷四区親睦会	鯉のぼり事業	○休耕地を利用した鯉のぼりの設置・撤収 ○鯉のぼりまつりの実施	200,000
5 発展	(一社)海老名扇町エリアマネジメント	講演会事業(「パパのための防災講座イザ!という時に頼れる父になる」)	○父親向けの防災を学ぶための講演会	145,000

続きあり ⇒

◆平成30年度 海老名市市民活動推進補助金交付団体（続き）

区分	団体名	事業名	事業内容	審査結果
6 発展	それいけ！ママフェスタ実行委員会	それいけ！ママフェスタ	○地域で活躍しているママや女性を迎え、子育てママに楽しんでもらう祭りの開催	200,000
7 発展	海老名で「第九」を歌おう会実行委員会	えびなベートーヴェンコンサート第九2018	○市民参加型の第九コンサートの実施	245,000
8 発展	NPO法人海老名ガイド協会	ずっと住み続けたいまち、えびなコミュニティカレッジ海老名の偉人を語る～「中世武士・海老名氏」	○文化会館（小ホール）を利用したの講座開催	200,000
9 発展	NPO法人えびなの森の楽校	第3回森の楽校 緑化フェステバル	○5月4日「みどりの日」に三日月地でイベント実施。（野草観察、里山クラフト、ドングリクッキー試食、カブトムシ幼虫探しetc）	300,000
10 発展	福島と海老名の子ども交流実行委員会	福島と海老名の子ども交流キャンプ	○福島と海老名の子どもたちの交流キャンプ	210,000

4 対象となる経費

補助金の対象となる経費は、事業を実施するために直接必要なものです。



謝礼	外部講師・指導者・協力者への謝礼等
旅費	外部講師・指導者の事業実施会場までの交通費、宿泊費
印刷製本費	事業についてのパンフレット・ポスター等の印刷製本費
消耗品費	パンフレットの用紙代、会議資料、活動資料、材料等の費用 ※短期間または、一度の使用で消費されるもの
使用料	会場使用料
賃借料	機材等のレンタル料、バスの借り上げ料
通信費・運搬費	パンフレットや資料の送料、会場までの備品の運搬費

⇒事業を実施するために直接必要なもの

「これが無ければ、申請する活動を実施できない」という費用です。

団体の日常的な活動にかかる費用は、対象外です。

5 対象とならない経費

次の経費は、補助金の対象とはなりません



団体の事務所等を維持するための経費	事務所の家賃・光熱水費
団体の経常的な活動に要する経費	事務所までの交通費、団体のパンフレットの紙代・印刷代、構成員への郵送代
団体の構成員による会合の飲食費	事業の打ち合わせ時の飲食費
団体の構成員に対する人件費、謝礼等	事務員の人件費、構成員への謝礼
団体の備品購入費（事業終了後に団体の財産となり得るもの）	衣装や楽器、電子機器等の購入費 （レンタルの場合は、賃借料として対象と見なします）

6 申請方法は？

◆受付期間

平成31年1月上旬から10日間程度

◆申請方法

市民活動推進課へ予約の上、直接申請書類を持参。

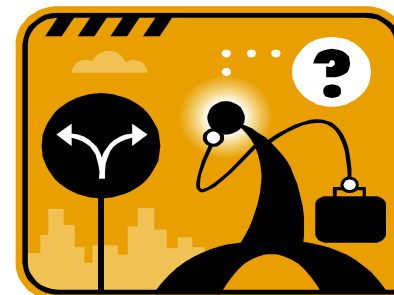
※郵送による申請はできません。

※書類の内容を確認する場合がありますので、説明できる方にお越しいただきます。

◆申請書類

申請に必要な書類は、市のホームページからもダウンロードできます

- 海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書
- 海老名市市民活動推進補助金収支予算書
- 海老名市市民活動推進補助金申請団体の概要書
- 団体の規約、会則、定款又はこれに類するもの
- 団体の役員名簿又はこれに類するもの
- 団体の活動が分かる会報等





7 審査について

補助事業の審査は、書類審査とプレゼンテーションにより、公募委員等で構成する海老名市市民活動推進委員会が行います。

(1)書類審査

申請時に提出された書類を基に、対象団体及び対象事業であるかを審査します。

- | | |
|-------|-------------|
| (1)日時 | 平成31年2月（予定） |
| (2)場所 | 未定 |

(2)プレゼンテーション

書類審査の結果、プレゼンテーション審査の対象となった事業に対する補助の適否を審査します。

- | | |
|----------|------------------------------|
| (1)日時 | 平成31年3月（予定） |
| (2)場所 | 未定 |
| (3)発表時間等 | ①発表時間 1団体7分
②質問時間 1団体8分程度 |
| (4)発表方法 | 発表の形式は自由。 |



8 書類審査基準

書類審査基準は、次の12項目です。

	説 明	点数
公益性	公益性のある活動を行う団体か？	5点
	営利・宗教・政治等を目的としていないか？	5点
	多くの市民が事業の効果を受けられる事業か？	5点
自主性	市民の自主的な参加によって行われる活動を行う団体か？	5点
	団体が自分たちの意思で行う事業か？	5点
自立性	資金について、補助金だけでなく、団体の運営費を持っているか？	5点
計画性	事業の計画に無理がなく、実現可能であるか？	5点
	事業の予算に無理がなく、積算も適当であるか？	5点
	対象経費が適正（対象外経費が含まれていない）か？	5点
発展性	この補助金をきっかけに、事業や団体が発展できるか？	5点
地域性	主として海老名市内で行われているか？	5点
	市民や地域のニーズを的確にとらえた、社会的に必要性のある事業であるか？	5点



9 プレゼンテーション審査基準

プレゼンテーションの審査基準は、次の9項目です。

審査基準	説 明	点数
公益性を持つ活動であること	多くの市民が事業の効果を受けられる。	10点
自主性を持つ活動であること	団体が自分たちの意思で活動する。	5点
自立性を持つ活動であること	資金について、補助金だけでなく、団体の運営費を持っている。	5点
計画に実現性があること	事業の計画に無理がなく、実現可能である。	5点
予算に現実性があること	事業の予算に無理がなく、積算も適性である。	5点
先駆性・独創性を持つ活動であること	他に例がない新しい取り組みである。	5点
全体での取り組みを行う活動であること	事業の目的、実施について、団体全体で取り組む。	5点
発展性を持つ活動であること	この補助金をきっかけに、事業や団体が発展できる。	5点
市民公益活動の特性を持つ事業であること	行政が実施する場合とは違う手段や効果が期待できる。	5点

10 補助金制度の流れ

- (1) 応募書類を提出
平成31年1月上旬
↓
- (2) 委員による質問受付
2月上旬
↓
- (3) 書類審査
2月中旬
↓
- (4) プレゼンテーション
3月中旬
↓
- (5) 補助の可否・補助金額の決定
3月下旬
↓
- (6) 補助金の交付申請及び
請求書の提出
4月
↓
- (7) 補助金を交付
4月下旬
↓
- (8) 事業の実施
↓
- (9) 事業の実績報告
↓
- (10) 補助金の確定



昨年度からの検討課題

1 補助金交付終了団体に対する支援の在り方について

昨年 11 月に実施した理事者協議において、「交付が終了した団体に対しての支援策の 1 つとして、公益性の高い事業や市が行うべき事業については、該当する所管課等に振分けを行い、委託事業として継続できるような支援の在り方を検討するように」とのことであった。

これを踏まえて、補助金を交付している、交付し終えた事業の中で、上記に合致している事業に対しての委託化等を検討していきたい。

2 補助金の補助割合について

昨年度に引き続き補助割合について、近隣都市・先進都市の状況を踏まえながら、検討していきたい。

理事者協議の中では、激変緩和措置等についても検討すべきということであった。また、入門編について、現在上限額が 10 万円であるが、団体の初期投資を考えた場合、補助割合の上限金額を上げることや、備品の購入等についても認めること等を検討すべきだという意見もあった。

【参考：昨年度の委員会案】

□入門編

	補助割合	分析
入門	上限 10 万円で変わりはないが、補助金額は事業予算額の 90%以内とする。また、交付回数を 2 回とする。	1 回であった入門編交付額を、2 回とすることで、団体の自立を促進していく。

□発展編

	補助割合	分析
発展	1 回目・・・90% 2 回目・・・80% 3 回目・・・70%	平塚市と同じ割合。審査申込団体にとっては、補助割合の引き下げ率が低い為、事業が実施しやすいメリットがある。半面、自立を促すといった効果が少ないというデメリットがある。

平成30年度 海老名市市民活動推進委員会スケジュール（案）

		平成30年度												平成31年度	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
推進委員会の開催予定				● 第一回 6月			● 第二回 9月	● 第三回 10月	● 第四回 11月			● 第五回 2月	● 第六回 3月		
平成30年度交付団体	団体の事業視察	← 随時 : 団体の事業視察 →													
平成30年度 市民活動推進補助金の審査	事業周知	← 事業周知 →													
	広報掲載								● 12月1日号 掲載予定						
	事業説明会								● 12月中旬 開催予定						
	応募書類受付									← 募集期間 →					
	委員による質問										← 質問期間 →				
	一次審査 【書類審査】											← 一次審査 →			
	二次審査 【プレゼン審査】											← 二次審査 →			
	交付決定													← 交付決定 →	

平成30年度海老名市市民活動推進補助金交付団体イベントスケジュール 予定

番号	区分	団体名	事業名	候補日時		場 所	内 容	備考
1	発展	大谷四区親睦会	鯉のぼり事業	5月4日(金)	午前	大谷観音下付近	鯉のぼり掲出事業	※既に事業視察済み
2	発展	NPO法人 えびなの森の楽校	第3回森の楽校 緑化フェスティバル	5月4日(金)	14時まで	三日月地	緑化フェスティバルの実施	※既に事業視察済み
3	発展	一般社団法人 海老名扇町エリアマネジメント	講演会事業(「パパのための防災講座 イザ!という時に頼れる父になる」)	6月下旬	未定	リコーフューチャーハウス	防災講演会事業	
4	発展	福島と海老名の子ども交流実行委員会	福島と海老名の子ども交流キャンプ	7月28(土)～31日(火)	28日(土) 13時～31日(火) 11時まで	門沢橋小学校 校外	福島の子どもたちと海老名の子どもたちの交流事業	
5	発展	それいけ! ママフェスタ実行委員会	それいけ! ママフェスタ	10月2日(火)	10:00～	ザ・ウイングス	子育てママを対象としたイベント	
6	入門	シエスタラボ	こころと脳の健康フェス ～こころを元気にする10のヒント～	10月8日(月)	13:00～	文化会館小ホール	うつ病講演会事業	
7	入門	えびなアレルギーサークルデイジー	アレルギー講習会	11月10日(土)	13:30～	福祉会館	アレルギー講習会事業	
8	発展	NPO法人 海老名ガイド協会	ずっと住み続けたいまち えびなコミュニティカレッジ 海老名の偉人を語る「中世武士 海老名氏」	11月21日(水)	13:00～	文化会館小ホール	歴史講演会事業	
9	入門	Piccolini	Piccoliniの「親子で気軽にコンサート」シリーズ第8弾♪Ring Ring Ring ～魔法の鈴でヘンゼルとグレーテルを救おう～	12月9日(日)	11:00～	文化会館小ホール	コンサート事業	
10	発展	海老名で第九を歌おう会実行委員会	えびなベートーヴェンコンサート第九 2018	12月15日(土)	16:00～	文化会館大ホール	コンサート事業	

平成 30 年度海老名市市民活動推進補助金
交付団体事業視察 報告書

1 日時

平成 30 年 5 月 4 日（金）午前～

2 視察団体

大谷四区親睦会

補助金交付金額 200,000 円（発展区分）

3 視察事業

鯉のぼり事業

4 視察場所

大谷観音下付近

5 参加者

市民活動推進委員 6 名

三部委員長、勝田委員、遠藤委員、堀尾委員、内山委員

6 結果

事務局は帯同できなかったため、委員各自による視察を行っていただいた。

- ・今年も多数の鯉のぼりが元気よく泳いでおり、世話役の皆さんのお骨折りが窺えた。特に今年のはのぼり竿を従来の木製、アルミ製のみから地域の方の協力でその一部に大きな竹竿を採用するなど世話役から補助金交

付終了後も、この事業を継続する意向を示された。



平成 30 年度海老名市市民活動推進補助金
交付団体事業視察 報告書

1 日時

平成 30 年 5 月 4 日（金）午前～

2 視察団体

えびなの森の楽校

補助金交付金額 300,000 円（発展区分）

3 視察事業

第三回森の楽校 緑化フェスティバル

4 視察場所

三日月地

5 参加者

市民活動推進委員 6 名

三部委員長、勝田委員、遠藤委員、堀尾委員、内山委員

6 結果

事務局は帯同できなかったため、委員各自による視察を行っていただいた。

・市民への広報がよく、また天候にも恵まれ、開会式には大勢の親子が参加。いろいろな催事あり、盛況であった。

今回の補助金が 3 回目で、来年以降について伊藤理事長より各方面へ

の寄付金のお願いなどを含め、事業を継続するとのことであった。



○海老名市市民活動推進条例

平成22年 3 月 30 日

条例第 8 号

海老名市市民活動推進条例

私たちの社会を取り巻く環境は、さまざまな分野で常に変化しています。

少子高齢化、環境問題、子どもや青少年をめぐる問題などのすべてに行政主導で対応していくことは困難な状況にあり、あらゆる社会的場面において、人々が相互に支え合い、助け合っていくことの重要性がより一層増してきています。

海老名市においても、さまざまな問題を解決して、安全で安心な地域社会を次世代に引き継いでいくために、行政の活動だけではなく、市民と自治会も加えた市民活動団体による多様な市民活動の活性化を図ることが求められています。

私たちは、海老名市自治基本条例と海老名市市民参加条例の理念を尊重し、市民、市民活動団体、行政の協働によるこころ豊かに暮らせるまち「海老名」を実現するために、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、市民活動の推進に関する基本理念を定め、市民、市民活動団体及び行政の役割を明らかにするとともに、市民活動を推進するための環境を整備し、その活動の健全な発展を促進することを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 市内に住所のある人、市内で働く人、市内で学ぶ人並びに市内で事業活動及び公益的な活動を行う団体をいいます。

(2) 市民活動 市民の自主的な参加によって行われる公益性のある活動で、次のいずれにも該当しないものをいいます。

ア 営利を目的とする活動

イ 宗教に関する次に掲げることを主たる目的とする活動

(ア) 宗教の教義を広めること。

(イ) 宗教の儀式行事を行うこと。

(ウ) 宗教の信者を教化育成すること。

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第 3 条に規定する公職をいいます。以下同じです。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含みます。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(3) 自治会 町の区域、字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいいます。

(4) 市民活動団体 第 2 号に規定する市民活動を行うことを主たる目的とする団体で、ボランティア活動団体、特定非営利活動法人、自治会等をいいます。

(5) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（それぞれ職員を含みます。）をいいます。

(6) 協働 自主性を尊重しながら、相互にパートナーとして意見を出し合い、相補い、協力することをいいます。

(基本理念)

第 3 条 市民、市民活動団体及び行政は、市民活動が豊かで活力のある地域社会の形成に果たす役割を認識し、協働して市民活動の推進に努めるものとします。

2 市民、市民活動団体及び行政は、市民活動の推進に当たっては、公開性及び透明性を原則とし、相互に情報の共有に努めるものとします。

3 行政は、市民活動団体の自主性及び自立性を尊重します。

4 行政は、市民活動の支援に当たっては、公平かつ公正に行います。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、基本理念に基づき、自らがまちづくりの主役としての自覚を持ち、市民活動の意義と重要性に対する理解を深め、自発的な意思によって市民活動に参加し、協力するよう努めるものとします。

(市民活動団体の役割)

第 5 条 市民活動団体は、基本理念に基づき、市民活動の持つ社会的意義とその責任を自覚し、市民活動を推進するとともに、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとします。

(行政の役割)

第6条 行政は、基本理念に基づき、市民活動の推進に必要な施策を策定し、実施するよう努めます。
(行政の支援)

第7条 行政は、前条の規定に基づき、市民活動に対し必要な支援に努めます。
(協働事業)

第8条 市民、市民活動団体及び行政は、基本理念に基づき、対等の立場に立ち、それぞれの特性と役割を理解し、尊重し合いながら協働して事業を行うものとします。

2 市民、市民活動団体及び行政は、協働して行った事業の内容、過程及び結果を公開するものとします。

(市民活動推進委員会)

第9条 市民活動の推進及び第7条の支援に関し、市長の諮問に応じ、調査、研究、審議等を行うため、海老名市市民活動推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

2 委員会は、委員8人以内をもって組織します。

3 委員会の委員（以下「委員」といいます。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱します。

(1) 公募した者（市内に住所を有する者に限ります。）

(2) 市民活動を行う者

(3) 学識経験者

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める者

4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 委員は、再任することができます。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、市民活動の推進に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行します。

○海老名市市民活動推進委員会規則

平成22年 3 月31 日
規則第21号

改正 平成24年 3 月29日規則第16号

海老名市市民活動推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、海老名市市民活動推進条例（平成22年条例第8号。以下「条例」という。）第9条第6項の規定に基づき、海老名市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、条例第9条第1項の規定に基づき、市長の諮問に応じて次に掲げることについて、調査、研究、審議等を行う。

- (1) 条例第2条第2号に規定する市民活動（以下「市民活動」という。）の推進に関すること。
- (2) 市民活動の施策に関すること。
- (3) 市民活動への支援の適否に関すること。
- (4) 条例第2条第4号に規定する市民活動団体に対する財政的支援に関すること。

(委員長等)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 会議は、委員会の委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民活動推進課において処理する。

(平成24規則16・一部改正)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月29日規則第16号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

海老名市市民活動推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市市民活動推進条例（平成22年条例第8号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づく市民活動に対する支援の実施に当たり、市民活動団体の育成を図り、もって市民活動の健全な発展を促進するため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動 条例第2条第2号に規定する市民活動をいう。
- (2) 市民活動団体 条例第2条第4号に規定する市民活動団体をいう。
- (3) 海老名市市民活動推進委員会 条例第9条第1項に規定する海老名市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、主として市内で行われる市民活動とし、補助事業の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業とする。

- (1) 入門編 団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業
- (2) 発展編 団体がこれまで行ってきた活動の拡充を図る事業又は活動の発展を目的に次の一步として新たに行う事業

2 前項の規定にかかわらず、市の他の補助制度を利用している事業は、補助の対象としない。

(補助対象団体)

第4条 補助の対象となる団体は、3人以上で構成する市民活動団体（以下「団体」

という。)とし、団体の構成員の過半数以上が市内在住、在勤、在学者であることとする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助の対象としない。

- (1) 団体の事務所等を維持するための経費
- (2) 団体の経常的な活動に要する経費
- (3) 団体の構成員による会合の飲食費
- (4) 団体の構成員に対する人件費、謝礼等

(補助金の額等)

第6条 補助金の額及び交付回数は、別表のとおりとする。

(補助金の交付受付)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書(第1号様式)に次の書類を添えて、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 海老名市市民活動推進補助金収支予算書(第2号様式)
- (2) 海老名市市民活動推進補助金審査団体の概要書(第3号様式)
- (3) 団体の規約、会則、定款又はこれに類するもの
- (4) 団体の役員名簿又はこれに類するもの
- (5) その他市長が必要と認めた書類

(諮問)

第8条 市長は、前条による書類が提出されたときは、補助事業の選考及び補助金の額について、委員会に諮問する。

2 委員会は、諮問を受けた補助事業を調査審議し、その結果を市長に答申する。

(交付対象事業の認定)

第9条 市長は、前条第2項による委員会の答申を受けたときは、予算の範囲内において補助事業及び補助金の額を認定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助事業及び補助金の額を認定する場合にあっては、その団体に対して海老名市市民活動推進補助金認定通知書（第4号様式）を交付し、認定しない場合にあっては、その旨を通知する。

（補助金の交付申請）

第10条 前条第2項の規定により海老名市市民活動推進補助金認定通知書を交付された団体で、補助金の交付を受けようとする者は、認定された補助金の額の範囲内で海老名市市民活動推進補助金交付申請書（第5号様式）を市長が別に定める期日までに提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第11条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、補助金の交付の適否について決定し、適当と認めたときは補助金の交付を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合は、その団体に対して海老名市市民活動推進補助金交付決定通知書（第6号様式）を交付する。

（補助金の請求等）

第12条 補助金の交付決定を受けた団体の代表者（以下「補助事業者」という。）は、海老名市市民活動推進補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付する。

（補助事業の変更等）

第13条 補助事業者は、補助事業を変更又は中止しようとするときは、海老名市市民活動推進補助金変更・中止承認申請書（第8号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、補助事業の変更又は中止の適否について決定し、適当と認めたときは海老名市市民活動推進補助金変更・中止承認通知書（第9号様式）により補助事業者に通知する。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、海老名市市民活動推進補助金

実績報告書（第 10 号様式）及び海老名市市民活動推進補助金収支決算書（第 11 号様式）に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 15 条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、海老名市市民活動推進補助金確定通知書（第 12 号様式）により補助事業者へ通知する。

（活動結果の公開等）

第 16 条 市長は、前条の規定による通知をしたときは、補助事業の内容を公開する。

2 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、公開で補助事業の活動報告を行うものとする。

（決定の取消し等）

第 17 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、取り消した額に相当する金額の返還を命ずることができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第 18 条 市長は、前条の規定により補助金の返還を補助事業者に命ずるときは、海老名市市民活動推進補助金返還通知書（第 13 号様式）により行うものとする。

2 補助事業者は、前項の通知書を受けたときは、当該通知書を受けた日から 30 日以内に当該通知書に記載された返還金額を、市長に返還しなければならない。

（書類の整備等）

第 19 条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(補則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 11 月 27 日から施行する。

《平成 22 年 4 月 1 日制定》

《平成 26 年 12 月 20 日一部改正》

別表（第 3 条、第 6 条関係）

区分	補助対象事業	補助金の額	補助金の交付回数
入門編	第 3 条 1 項 1 号に規定する事業	上限10万円	1 団体につき、1 回のみの交付とする。
発展編	第 3 条 1 項 2 号に規定する事業	上限30万円	1 団体につき、3 回まで交付することができる。ただし、当該年度に 1 回のみの交付とする。

備考 当該年度に審査申込できるのは 1 事業のみとします。

30
年度

参考資料 4

海老名市 市民活動推進補助金 (審査申込の手引き・審査申込書)



海老名市イメージキャラクター えび〜にゃ

平成29年11月

海老名市 市民活動推進課

目次

P. 1		海老名市市民活動推進補助金
P. 2		制度の対象となる団体
P. 3		制度の対象となる事業
P. 4		助成の区分と上限金額、交付回数
P. 5		対象となる経費 対象とならない経費
P. 6		審査申込方法
P. 7		提出書類 事前質問・回答
P. 8		審査の方法
P. 9		審査基準
P. 10		補助金交付申請書の提出 補助金交付決定通知、補助金請求書の提出 補助金交付 事業変更の制限 活動の報告 補助金の返還
P. 11		審査申込から補助金交付までのスケジュール
P. 12		その他
P. 13		審査申込書の記入例

平成30年度 海老名市市民活動推進補助金

◀ 審査申込の手引き・審査申込書 ▶

● 市民活動推進補助金制度とは

海老名市では、市民活動団体と協働し、豊かで活力ある地域社会を形成するため、「海老名市市民活動推進条例」を定めています。

海老名市市民活動推進補助金制度は、この条例に基づき、市民のみなさんの自主的に公益性のある市民活動を財政的に支援する制度です。

審査申込期間

平成30年1月9日（火）～平成30年1月19日（金）

※受付時間は平日の 9 時 から 17 時 まで

補助金の交付を受けようとする団体は、審査申込期間内に必要書類を提出してください。

審査申込方法

審査申込書類を市民活動推進課（市役所 5 F）へ提出

（提出時は書類確認に時間を要するため、電話による予約が必須です。

詳細はP 6 を参照してください。）

審査申込書類 入手方法

市民活動推進課窓口、えびな市民活動センター、市内各コミセン、海老名市文化会館等で配布するほか、市ホームページからダウンロード可能です。

制度説明会

※参加は自由です

- ① 平成29年12月 8日（金） 10時～ 海老名市役所 7 階 703会議室
14時～ 海老名市役所 7 階 703会議室
- ② 平成29年12月 9日（土） 10時～ えびな市民活動センター
ビナレッジ301～302会議室

【内容】 制度の概要、対象事業、審査申込書類の書き方などについて説明します。

※いずれかの説明会に参加してください。参加していない場合でも、補助金審査申込は可能です。

事前相談期間

平成29年12月11日（月）～平成29年12月25日（月）

審査申込書類の書き方や、申込する事業内容について相談を受け付けます。制度の概要が良く分からない方や、ご自身の団体活動が補助金の対象となり得るか、といった各種ご相談があれば、この期間にお越しください。

※相談は事前予約制です。必ず事前に市民活動推進課までお申込みください。

※受付時間は平日の 9 時 から 17 時 まで

お問合せ先

海老名市役所 市民活動推進課 市民活動推進係（市役所 5 F）

TEL 046-235-4794

FAX 046-231-2670

制度について、ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問合せ下さい。

1 制度の対象となる団体

次の①～④のすべての要件に該当するボランティア活動団体、特定非営利活動法人、自治会等の市民活動団体が審査申込できます。

- ① 市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業を実施していること。
- ② 3人以上で構成していること。
- ③ この補助金を受けるに当たり、審査申込から結果報告まで責任を持って事業を実施できること。
- ④ 団体の運営に際し、この補助金だけでなく、自主財源（会員会費、事業の参加費など）を確保しており寄附金を募ったりする等、団体の運営について自立している（しようとしている）こと。

公益性のある事業とは？

広く市民が利益を受けられる活動です。

趣味的な活動やサークル活動、団体の会員だけが利益を得る活動は対象になりません。

＜事業例＞

- ・医療、福祉に関する事業
- ・環境保護に関する事業
- ・広くスポーツ、教育に関する事業
- ・文化活動に関する事業
- ・姉妹都市交流に関する事業
- ・地域づくり、共助・防災活動に関する事業 など

＜平成29年度交付事業例＞

	内容	補助金の使途
①	身体の不自由な障がい者や高齢者のための福祉バイオトイレカーを使用した外出時のトイレ支援啓発活動 障がい者用トイレがない、または不足しているイベントなどに福祉バイオトイレカーを使用し、身体の不自由な方のトイレ支援活動を行う。	交通費、賃借料、会場費、など
②	えびなっ子わくわくフェスタ2017 男性の育児参加や地域活動への促進につながる親子参加型のイベントを開催し、避難生活体験を取り入れて地域の協力体制強化につなげる。	器具のレンタル費、移動プラネタリウム委託費、食費など
③	ふぁみりーフェス vol.6 マママルシェ、ステージ、飲食販売、子ども縁日など、家族の時間を満喫でき、リフレッシュできる環境を作る。普段の子育てに役立つ情報提供など。	施設使用料、講師謝礼、広報物の作成費など
④	ずっと住み続けたいまち、えびなコミュニティカレッジ 海老名ゆかりの偉人を市民に紹介し、郷土に対するより一層の誇り、愛着をはぐくむための市民講座の開催。	施設使用料、講師謝礼、ポスター・資料の作製費など
⑤	鯉のぼり事業 地域の人々との交流を通じて、地域の融和と活性化を図る。昔ながらの風物詩を継続し、見る人に楽しんでいただく。	材料・消耗品の購入、保険費、地権者への謝礼など
⑥	第2回 森の楽校 緑化フェステバル 広く市民全体に緑を大切にする啓発事業を実施する。	賃借料、材料費など
⑦	永池川リバーウォッチング 永池川的环境保全活動と及び永池川を取り巻く環境について考えるミニフォーラムを実施し、自然の大切さや生物について関心を深める。	講師謝礼、施設利用料、印刷製本費
⑧	“知ることから始めませんか？LGBT（性的少数者）のこと”講演会 LGBTについて、当事者でもある講師を招き、みんなが生きやすい社会をつくっていくための学びの場を提供する。	講師謝礼、施設利用料、チラシ・資料の作成費など

次の①～②に当てはまる事業が対象となります。

- ① 主として海老名市内で活動し、市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業
- ② 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に実施する事業

※複数年度に渡って実施する事業も補助の対象となります。

ただし、補助金を審査申込できる費用は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に必要なものに限りです。

※ 対象にならない事業 ※

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 宗教に関する次に掲げることを主たる目的とする事業
 - ① 宗教の教義を広めること。
 - ② 宗教の儀式行事を行うこと。
 - ③ 宗教の信者を教化育成すること。
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいいます。以下同じです。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含みます。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 海老名市の他の補助制度を利用している事業

3

助成の区分と上限金額、交付回数

団体の状況に応じ、2種類の区分があります。区分の概要については、下記の表のとおりです。

	入門編	発展編
該当する事業	団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業	団体がこれまでに行ってきた活動の拡充を図る事業、又は活動の発展を目的に次の一歩として新たに行う事業
補助金の額	上限 10 万円	上限 30 万円
補助金の 交付回数 (※)	1 団体につき、1 回のみの交付とする。	1 団体につき 3 回まで交付できる。 ただし、当該年度に 1 回のみの交付とする。

備考 当該年度に審査申込できるのは、入門編または発展編のいずれかの区分で 1 事業のみとします。

※ 注意 ※

- ・海老名市市民活動推進委員会の審査結果をもとに、予算の範囲内で交付事業、交付金額を決定するため、審査申込金額を減額して交付することもあります。
- ・海老名市市民活動推進委員会の審査結果により、審査申込時の区分（入門編・発展編）を変更させていただく場合があります。
- ・千円未満の端数は切り捨てとします。

4

対象となる経費

補助金の対象となる経費は、**事業を実施するために直接必要な経費**です。

審査申込時に提出する予算書に記載する際、「この科目に補助金を充てます」ということが分かるよう、「補助金を充当」欄に必ず「○印」を付けてください。

● 対象となる経費の例

謝礼	外部講師・指導者・協力者への謝礼等
旅費	外部講師・指導者等の事業実施会場までの交通費、宿泊費
印刷製本費	事業についてのパンフレット・ポスター等の印刷製本費
消耗品費	パンフレット用紙、会議資料、活動資料、材料等の費用 ※短期間または、一度の使用で消費されるもの
使用料	会場使用料
賃借料	機材等のレンタル料、バスの借り上げ料
通信費・運搬費	パンフレットや資料等の送料、会場までの備品の運搬費

事業を実施するために直接必要なものとは？

「これが無ければ、申請する事業を実施できない」という費用です。

団体の日常的な活動にかかる費用は、対象外です。

5

対象とならない経費

次の経費は、補助金の対象とはなりません。

審査申込時に提出する予算書に記載しても構いませんが、「補助金を充当」欄には○印を付けないでください。

● 対象とならない経費の例

団体の事務所等を維持するための経費	事務所の家賃・光熱水費
団体の経常的な活動に要する経費	事務所までの交通費、団体のパンフレットの紙代・印刷代、構成員への郵送料
団体の構成員による会合の飲食費	事業の打ち合わせ時の飲食費
団体の構成員に対する人件費、謝礼等	事務員の人件費、構成員への謝礼
団体の備品購入費 (事業終了後に団体の財産となりえるもの)	衣装や楽器、電子機器等の購入費 (レンタルの場合は、賃借料として対象とみなす。)

6

審査申込方法

次のとおり審査申込してください。

審査申込書類は、審査の対象となりますので、正確に記入してください。

① 審査申込期間

平成30年1月9日（火）～平成30年1月19日（金）

9時から17時まで ※土・日・祝日は除きます。

② 審査申込方法

(1) 必ず事前に市民活動推進課へ電話の上、予約をしてから審査申込にお越しください。

(2) 予約した日時に市民活動推進課の窓口へ、審査申込書類を持参してください。

※郵送による審査申込はできません。

※書類の内容を確認させていただきますので、説明できる方がお越しください。

※提出書類の内容確認には、1時間程度を要する場合があります。また再提出をお願いすることもありますので、お早目に予約・提出をお願いいたします。

③ 提出書類

次ページの書類を提出してください。書類の作成は、手書きでもパソコンでも構いません。

ただし、A4サイズで作成してください。

なお、審査申込に必要な書類は、市のホームページからもダウンロードできます。

□ 審査申込前に個別相談期間を設けます！（期間：12/11～12/25）

制度説明会の実施後に、申請に関する相談などを受け付けます。個別相談を希望される方は、必ず事前に市民活動推進課へ電話の上、予約してからお越しください。

※ 受付時間は 平日の 9時 から 17時 まで

＜相談内容の例＞

- ・自分たちの活動内容は補助金の対象となるのか？
- ・補助金審査申込書をどのように書いたらよいか？
- ・補助金の対象となる経費について、もっと詳しく知りたい 等

※その他、審査申込や団体の運営に当たってお困りのことがあれば、ご相談ください。

7

提出書類

① 海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書（第1号様式）

- ・「事業の名称」は、簡潔で内容が分かりやすい名称をつけてください。
- ・「補助金交付審査申込額」は、審査申込する補助金の額を正確に記入してください。
- ・「事業内容」は、事業内容を分かりやすく、記入してください。長い文章にせず、要点を押さえた短い文章で、小見出しや箇条書きなどを使ってください。
- ・「事業を実施することによる効果」は、事業が完了した時に実現できている状況を想定して記入してください。

② 海老名市市民活動推進補助金収支予算書（第2号様式）

- ・金額を積算した根拠（単価や内訳）を「説明」欄に必ず記入してください。
これを基に補助金額を査定します。できる限り詳細に記入してください。
- ・海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書との整合性を取ってください。
- ・本紙P5の「4 対象となる経費」と「5 対象とならない経費」を参考にしてください。
- ・補助金を充てる科目は、「補助金を充当」欄に○印を付けてください。

③ 海老名市市民活動推進補助金審査団体の概要書（第3号様式）

- ・団体の活動内容を記入してください。
- ・前年度の決算状況とは、原則平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）のものを記入してください。決算期間が年度単位でない場合は、決算期間となる日付を記入してください。

④ 団体の規約、会則、定款又はこれに類するもの

- ・必ず最新のものを提出してください。
- ・同一人物が複数の役職に就いていることがないように努めてください。

⑤ 団体の役員名簿又はこれに類するもの

- ・必ず最新のものを提出してください。

⑥ 団体の活動がわかる書類

- ・会報紙や事業のチラシ、その他団体の活動内容が分かる発行物などがあれば提出してください。

8

事前質問 ・ 回答

ご提出いただいた書類は、審査の前に海老名市市民活動推進委員が確認いたします。
確認をした際に質問事項が出た場合には、2月上旬に申請団体へ質問票を送付いたします。

質問に対し、指定する期限（2月中旬予定）までにご回答をいただきますようお願いします。
※非常にタイトなスケジュールとなりますが、ご協力をお願いいたします。

補助事業の審査は、一次審査（書類審査）・二次審査（プレゼンテーション審査）があり、公募委員等で構成する海老名市市民活動推進委員会が行います。

● 一次審査（書類審査）

審査申込書類をもとに審査基準をクリアしているかを審査し、40点満点中24点以上の点数を獲得した団体が、プレゼンテーション審査へ進めます。

審査の結果、24点に満たなかった場合、プレゼンテーションには、参加できません。

審査申込書類をもとに審査するため、分かりやすく正確に記入してください。

一次審査の可否通知は、2月下旬頃を予定しています。

● 二次審査（プレゼンテーション審査）

書類審査の結果、プレゼンテーション審査の対象となった団体に審査申込事業をアピールしていただきます。必要な機材（パソコン・プロジェクターなど）があればご相談下さい。

また、このプレゼンテーションは、どなたでも見学できます。

- ① 審査基準に基づき、海老名市市民活動推進委員が審査し、順位付けを行います。
- ② 順位が上位の団体から順に、予算の範囲内で審査申込金額を審査します。
- ③ 海老名市市民活動推進委員会は、審査の結果を市長に答申します。
市長は、その答申を受けて、補助事業及び補助金額を認定します。
- ④ 審査結果は、可否に関わらず、後日通知いたします。（3月下旬頃を予定しています。）

▼日 時

平成29年3月17日（土）※予定

▼場 所

海老名市役所 ※予定

▼事前提出資料

プレゼンの概要をまとめた資料等、発表に使用する資料を事務局が指定した期日（決定通知から2週間程度）までに提出してください。

資料はA4サイズで作成してください。手書きでもパソコンで作成しても構いません。

▼発表方法

発表は7分以内で形式は自由です。

（1）発表時間 1団体7分

※発表の順序は事務局が決定します。審査を公平に行うため、発表が7分間を越えた場合は、発表の途中であっても、終了していただきます。

（2）質問時間 1団体8分程度

10 審査基準

5 点	4 点	3 点	2 点	1 点
良い	どちらかというが良い	普通	どちらかというが悪い	悪い

書類審査の基準は、次の 8 項目です。

書類審査では、各項目について、採点を行います（40 点満点）。

	審査基準	審 査 の 視 点	点数
委員会 で 審査	公益性	多くの市民が事業の効果を受けられる事業か。	5 点
	自立性	資金について、補助金だけでなく、団体の運営費を持っているか。	5 点
	計画性	事業の計画に無理がなく、実現可能であるか。	5 点
		事業の予算に無理がなく、積算も適性であるか。	5 点
	発展性	この補助金をきっかけに、事業や団体が発展できるか。	5 点
	地域性	市民や地域のニーズを的確にとらえた、社会的に必要性のある事業であるか。	5 点
	先駆性・独創性	新しい取り組みで、行政が実施する場合とは違う手段や効果が期待できるか。	5 点
	団体能力	事業を実施する上で、必要な能力（知識、人材など）を備えているか。	5 点

プレゼンテーションの審査基準は、次の 9 項目です。

プレゼンテーションでは、各項目について、採点を行います（45 点満点）。

	審査基準	審 査 の 視 点	点数
委員会 で 審査	公益性	多くの市民が事業の効果を受けられる事業か。	5 点
	自立性	資金について補助金だけでなく、団体の運営費を持っているか。	5 点
	計画性	事業の計画に無理がなく、実現可能であるか。	5 点
		事業の予算に無理がなく、積算も適性であるか。	5 点
	発展性	この補助金をきっかけに、事業や団体が発展できるか。	5 点
	地域性	市民や地域のニーズを的確にとらえた、社会的に必要性のある事業であるか。	5 点
	先駆性・独創性	新しい取り組みで、行政が実施する場合とは違う手段や効果が期待できるか。	5 点
	団体能力	事業を実施する上で、必要な能力（知識、人材など）を備えているか。	5 点
	熱意・意欲	団体の熱意や意欲が感じられるか。	5 点

11 補助金交付申請書の提出

- ① 一次審査及び二次審査を経て補助金交付団体として認定された団体で、補助金の交付を受けようとする場合は、「海老名市市民活動推進補助金交付申請書（第5号様式）」を提出してください。
- ※ 上記の申請書は、二次審査の結果通知に同封します。

12 補助金交付決定通知・補助金請求書の提出・補助金交付

- ① 海老名市長は、補助金交付申請書の提出があった団体に対して、補助対象事業及び補助金額を決定し、通知します。
- ② 補助金交付決定通知を受けた申請団体は、補助金の請求書を事務局へ提出します。
- ③ 諸手続きが完了した後、1箇月程度で補助金は指定口座に入金されます。
- ※ 申請団体は、決定された補助金額と申請額とに差異があり、事業実施が困難と判断した場合は、補助金の交付を辞退することができます。

13 事業変更の制限

補助の決定を受けた事業は、補助金の交付を辞退する以外に、その内容及び予算の配分を変更（廃止）することはできません。特別な事情がある場合は、事前にご相談ください。

※事業の内容・予算は、審査申込時に十分、検討してください。

14 活動の報告

補助を受けた団体は、事業が終了したときは、海老名市市民活動補助金実績報告書（第10号様式）及び海老名市市民活動補助金収支決算書（第11号様式）を事業終了から起算して20日以内に提出して下さい。

また、補助団体と事務局との諸手続きが終了した後、補助団体は実施結果を公開して頂きます。また、**事業を行う際に市民活動推進補助金を受けていることを明記し**、団体員全員への周知と一般市民への周知をしてください。

※公開で実施結果の報告

補助金の交付を受けた団体は、対象事業が終了した後、事業の実施結果を公開しなければなりません。

※実施結果について発表の場を設ける場合がありますので、ご協力をお願いします。

15 補助金の返還

交付した補助金に残額が生じたとき、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したときは、補助金の一部又は全部を返還していただくことがあります。

市民活動推進委員会

団体

補助金審査申込書類提出(P6参照)
募集期間 1月9日～1月19日

2月上旬（予定） 団体への事前質問

2月中旬（予定） 団体からの回答

2月中旬 書類審査【一次審査】
(P8～9参照)

2月下旬 選考結果通知

プレゼンテーション書類提出
(1次選考結果とともにお知らせします。)

3月17日（予定） プレゼンテーション審査【二次審査】(P8～9参照)

3月下旬 選考結果通知（認定通知）

海老名市

4月上旬補助金交付申請書提出

補助金交付決定通知

(通知受理後) 請求書提出

補助金交付

事業の実施

事業終了

事業報告書類の提出 (P10参照)

補助金額確定

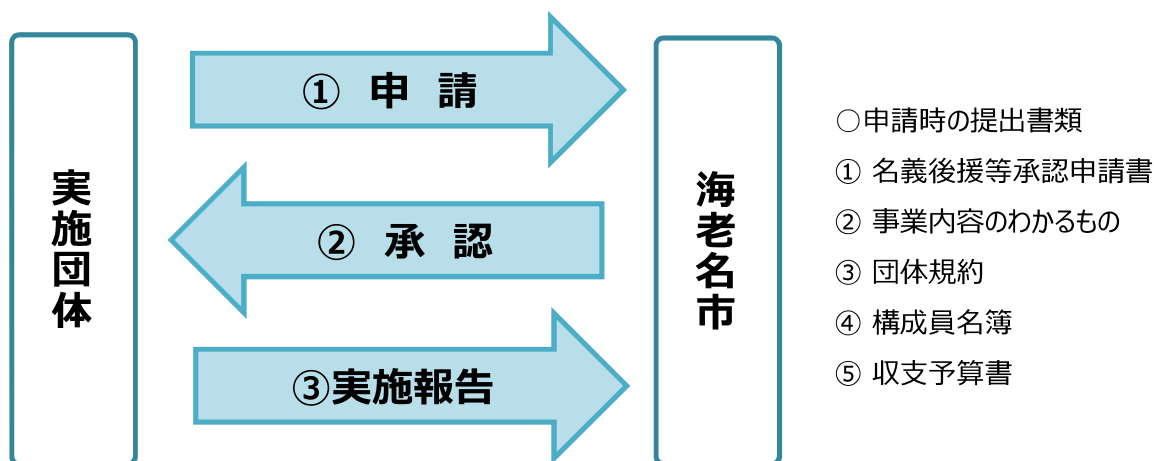
● 市民活動補償制度

市民の皆さんが安心して市民活動に参加できるよう、予期せず発生した事故について補償を行うことを目的としています。市が市民活動団体等を被保険者として保険会社と契約し、保険料を支払っているため、市民の皆さんが事前に申し込むことや保険料の支払いは必要ありません。ただし、状況によっては、補償の対象にならない場合があります。詳しくは、市民活動推進課へお問合せ下さい。

※他に補償される保険契約が存在する場合は、本制度の支給対象にはなりませんのでご注意ください。

● 名義後援

公共性等、市の基準に該当する事業は、市の名義後援を受けることができます。



提出書類を市民活動推進課（海老名市役所 5 階）までお持ちください。

内容の審査後、海老名市の名義後援事業として承認されましたら、承認書を送付いたします。

その際、事業報告書も同封いたしますので、事業実施後に決算書と一緒にご提出下さい。

（申請書を受理してから承認されるまで約 2 週間ほどかかりますので、あらかじめご了承ください）

● 市内公共施設へのポスター掲示・チラシ配架時のご注意

市内公共施設へのポスター掲示・チラシ配架をする際は、海老名市の許可が必要です。

掲示・配架したいものを海老名市役所に直接お持ちください。

市内公共施設へ直接持参した場合、配架までお時間を要する場合がございます。

お問合せ先（担当課）

制度について、ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問合せ下さい。

海老名市役所 市民活動推進課 市民活動推進係（市役所 5 F）

TEL 046-235-4794 FAX 046-231-2670

問い合わせフォーム 市HPトップ画面→窓口案内→市民協働部市民活動推進課→問い合わせ

平成 年度 海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書

平成 年 月 日

海老名市長 殿

申込者 所 在 地

名 称

代表者氏名

印

次の事業について、補助金の交付を受けたいので、海老名市市民活動推進補助金交付要綱第7条の規定により審査申込します。

①事業の区分	
入門編（上限10万円） ・ 発展編（上限30万円）	
②事業の名称	事業の内容や目的を表すような、分かりやすい名称をつけてください。 例）●●●●事業
③事業費総額	④補助金交付審査申込額
第2号様式の支出の部の合計金額 円	③の内、補助金として交付を受けたい金額 円
⑤補助金の使途	補助金（上記④）の使途。購入する消耗品や、講師料など。 例）講師謝礼、会場使用料、ポスター作成費、参加者配布資料の作成費
⑥現状の課題と事業目的	
どのような理由で、どのような解決をめざして事業を実施するのかを記入してください。	
⑦事業内容	
実施する事業の内容を記入してください。（日時、場所、参加費、定員、講師名など） 例）●●●●事業 日時：11月下旬 場所：市民活動センタービナレッジホール 参加費：300円 定員：100名 講演会の後、情報交換会を実施する。	
⑧事業を実施することによる効果	
事業を行うことで、参加者がどのような利益や効果を得られるかを記入してください。	

⑨前年度と比較し、拡充・縮小した内容 ※前年度に実施している場合に記入

発展編で申込している場合：

平成 29 年度に比べ、事業として発展させる内容を記入してください。

入門編で申込している場合：

今年度、より活動を軌道に乗せるために実施する内容を記入してください。

事業の実施スケジュール

年 月 日	内 容
	講演会やイベント等、実施する事業のスケジュール、その内容を記入してください。
H30. 6	第 1 回実行委員会
H30. 7	会場手配
H30. 8	市の広報（市民のひろば）へ掲載や市コミセンへの掲示依頼
H30. 9	第 2 回実行委員会
H30. 10	第 3 回実行委員会、出演講師との打合せ
H30. 11	事業実施（下旬）

⑩事業実施体制

実施する事業について、団体の組織体制、PR 方法、講師の選定方法、事業会場の設定方法などを記入してください。

⑪今後の展望

今後、審査申込事業や団体の活動をどのように進め、広げていくのかを記入してください。

添付資料

- 1 海老名市市民活動推進補助金収支予算書（第 2 号様式）
- 2 海老名市市民活動推進補助金審査団体の概要書（第 3 号様式）
- 3 団体の規約、会則又は定款又はこれに類するもの
- 4 団体の役員名簿又はこれに類するもの
- 5 団体の活動が分かる会報等

平成 年度 海老名市市民活動推進補助金収支予算書

事業名称 ●●●●事業

審査申込する事業についての予算を記入してください。団体の通常の活動予算ではありません。

1 収入の部 (単位 円)

科目	予算額	説 明
		審査申込をする事業を実施するにあたって、収入となる費用を参加費、寄附金、補助金などに分けて記入してください。
		<ポイント> 補助金に頼るばかりでなく、事業実施の際には、自助努力が必要です。
		参加費を徴収することや、団体の収入を得るための工夫を十分検討してください。
収入合計 (A)		

※補助金の額は、第1号様式の④補助金交付審査申込額と同額になるように記入してください。

2 支出の部 (単位 円)

補助金の 充当	科目	予算額	説 明
			審査申込事業の支出の内訳を経費ごとに分けて記入してください。
			例) 補助金を充当する場合は、○をつけてください。
			科目欄・・・支出する名目を記入してください。購入する消耗品名、講師謝礼、会場費など。
			予算額欄・・・金額を記入してください。
			説明欄・・・単価や内訳、積算根拠を記入してください。
			消耗品等の部数や数量、型式、謝礼の内訳、会場名など。
			<ポイント>
			講師料や会場費など、絶対に必要となりえるものを中心に、補助金を充当するように検討してください。その他、手引きP5の対象となる経費をよくご確認ください。
支出合計 (B)			

※補助金を充当する科目は、「補助金の充当」欄に○印を付けてください。

3 収入合計 (A) - 支出合計 (B) = 円

平成 年度 海老名市市民活動推進補助金収支予算書

事業名称 事業

1 収入の部

(単位 円)

科目	予算額	説 明
会員費	円	会員名×円（年会費とは別に、この事業のために徴収）
参加費	円	参加者名×円
海老名市補助金	円	
収入合計（A）	円	

2 支出の部

(単位 円)

補助金の 充当	科目	予算額	説 明
○	講師謝礼	円	
○	講師交通費	円	片道円（往復円）
	印刷費	円	事業広告チラシ（50円/1枚×枚）
	会場利用料	円	えびな市民活動センタービナレッジ1階ホール （1,500円/h×h）
○	当日配布資料	円	50円/1枚×ページ×部
○	通信費	円	参加チケット郵送代（80円×名）
支出合計（B）		円	

※補助金を充当する科目は、「補助金の充当」欄に○印を付けてください。

3 収入合計（A）－支出合計（B）＝ 0円

平成 年度 海老名市市民活動推進補助金審査団体の概要書

団体名称	
①所在地 (運営拠点)	〒 住所 TEL FAX Eメール ホームページ
②連絡担当者及 び連絡先 (日中の連絡先)	担当者氏名 (役職) TEL FAX Eメール 郵便物送付先住所 〒 住所
③設立年月日	年 月 日 (法人格取得年月日 年 月)
④設立目的・ 経緯	なぜ、団体を設立したのか。設立のきっかけ等を記入してください。
⑤主な活動内容	団体の活動内容（講演会や情報交換会の回数、どのような団体が活動しているかなど。）を記入してください。
⑥主な活動場所	団体の活動している施設や場所等を記入してください。
⑦活動実績 (過去2年以内 の主な活動実績)	過去2年、団体がどのような活動をしていたかを記入してください。 設立から2年未満の場合は、過去1年で構いません。

⑧会員数	個人会員 団体会員	人（うち海老名市民 団体	団体によっては会員の種別が異なると思いますので、 各団体の取り決めにあわせて記載してください。	
⑨ 前 年 度 の 決 算 状 況	収 入		支 出	
	会費	円	※内容を簡潔に記入	
	(内訳)		・	円
	一般会員や賛助会員等からの会費。		・	円
			・	円
	事業収入	円	・	円
	(内訳)		・	円
	参加費や事業への寄附金など。		・	円
			・	円
			・	円
	助成金・補助金	円	・	円
	(内訳)		・	円
	平成 28 年度本補助金を受けていれば、 交付額（他の補助金等も記入する。）		・	円
			・	円
	その他	円	・	円
(内訳)		・	円	
繰越金や利息等、団体への寄付等		・	円	
		・	円	
合計	円	合計	円	
前年度決算期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日				
※前年度	原則、平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）ですが、団体に よっては、決算期間が異なる場合があるため、団体の決算期間を記入してください。			
額を記入する。				
※「その他」に繰越金以外のものがある場合は、内訳欄に金額の内訳を記入する。				
※次年度への繰越金がある場合は、支出に「繰越金」として金額を記入する。				

海老名市 市民活動補償制度 《 手 引 き 》



～海老名市市民活動補償制度とは～

市内では、地域社会活動、青少年健全育成活動、社会福祉活動など市民の皆さんによる多くの公益的な市民活動が行われています。

海老名市市民活動補償制度は、市民の皆さんが安心して市民活動に参加できるよう、予期せず発生した事故について補償を行うことを目的としています。

市が市民活動団体等を被保険者として保険会社と保険契約を締結し、保険料を支払っているため、市民の皆さんが事前に申し込むことや保険料の支払いは必要ありません。

1 対象となる活動

(1)対象となる活動

次のすべてにあてはまる活動が、対象となります。

- ①市内に拠点を置く市民活動団体等が行う活動
- ②無報酬（実費弁償分を含む）で行う活動
- ③自由意志のもとに行う継続的・計画的な活動
- ④公益的な活動

(2)対象とならない活動

趣味的な活動や特定の政党若しくは宗教に係る活動、営利を目的とする活動、職業として行う活動、学校管理下での活動は、本制度の対象となりません。

2 補償の内容

区 分	種 類	補償限度額等
賠償責任事故 市民活動中に、指導者等の過失により、市民活動参加者（注1）又は第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、当該指導者等が法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。	身体賠償（対人）	1人1億円
		1事故3億円
	財物賠償（対物）	1事故500万円
	保管者賠償	1事故300万円
傷害事故 市民活動中に発生した急激、かつ、偶然な外来の事故又は熱中症（熱射病及び日射病をいう。）、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒（以下これらを「熱中症等」という。）により、市民活動の指導者等又は参加者（注1）が死亡し、又は負傷し、若しくは発症した事故をいう。	死亡補償金	500万円 熱中症等は300万円
	後遺障害補償金	500万円 熱中症等は300万円
	入院補償金	3,000円（1日） 事故の日から180日が限度
	通院補償金	2,000円（1日） 事故の日から180日の間の90日が限度
特定疾病事故	死亡弔慰金	50万円

注1 実際に公益的（ボランティア）活動を行う者で、見学者、付き添い者を除きます。

◆特定疾病事故とは

- ア 指導者等又は参加者が、急性心疾患（心筋こうそく、急性心不全等をいう。）又は急性脳疾患（くも膜下出血、脳内出血等をいう。）を原因として、市民活動中に死亡した場合又は市民活動中に発症し、かつ、病院に搬送され、そのまま退院することなく30日以内に死亡した場合
- イ 指導者等又は参加者が、急性心疾患、急性脳疾患又は熱中症等以外の疾患を、市民活動中に発症し、その後24時間以内に死亡した場合において、当該疾患により死亡したこと及び死亡原因となる疾患名が、医師の診断により明らかにされた場合。ただし、急性アルコール中毒、麻薬中毒その他公序良俗に反する行為により発症したものを除く。

4 対象・対象外の事故例

市民活動補償制度の対象となる事故、対象とならない事故には、次のようなものがあります。ただし、実際に事故が起きたときは、聴き取りを行い、対象の可否を判断します。

(1)対象となる事故例

- ①自治会主催の盆おどりを準備している最中、自治会役員がやぐらを組み立てようとしてケガをした。
➡自治会役員は市民活動を行う者にあたり、傷害事故の対象になります。
ただし、他覚症状（骨折や裂傷などの目に見える形のダメージ）のない頸部症候群（ムチ打ち症）や急性腰椎症（ぎっくり腰）などは対象外です。
- ②環境団体が河川清掃活動を行った際、ボランティア参加者が一緒に清掃活動を行い、ケガをした。
➡清掃活動の参加者は市民活動を行う者にあたり、傷害事故の対象になります。
- ③往復途上に怪我をした。
➡自宅と集合地及び解散地との通常経路の往復途上における事故も市民活動中の事故として対象になります。ただし、寄り道をして帰った場合などは対象になりません。

(2)対象とならない事故例

- ①自治会のお祭りに遊びに来た人が盆踊りをして転んで、ケガをした。
➡単なる参加者、見学者、付き添い者などは対象外です。
- ②手芸の会の活動中に参加者がケガをした。
➡ボランティア要素のない趣味的な活動は対象外です。
- ③謝礼を得ている市民活動の指導者が指導中転んで、ケガをした。
➡実費以上の対価を得ている場合は、対象外です。

5 事故が発生したら

(1)事故が発生



(2)速やかに市民活動推進課に連絡してください。

事故の発生状況を聴き取りします。

※連絡が遅い場合、補償の対象とならないときがあります。



(3)次の書類を市民活動推進課に提出してください。

- ①海老名市市民活動補償制度事故報告書
- ②団体の概要が把握できる書類（規約、会則など）
- ③市民活動の内容が分かる書類（活動計画書、プログラムなど）
- ④市民活動に参加した人の名簿
- ⑤その他、事故報告に必要な書類



(4)事故が本制度の対象となるか調査し、判定結果を通知します。



◆本制度の対象となった場合

(5)治療などが終わったら、次の書類を市民活動推進課に提出してください。

- ①補償金請求書
- ②受診した病院の領収書の写し
- ③その他、治療状況が分かる書類
- ④賠償責任事故の場合、その他必要な書類

(6)市が保険会社に補償金を請求します。

保険会社は、補償金請求者が指定する金融機関の口座に補償金を振り込みます。

活動前にもう一度確認をしてください ～事故は、防止することが大切です～

- (1)活動の計画に無理はありませんか？
- (2)活動する場所に危険な箇所はありませんか？
- (3)指導者の人数は十分ですか？責任や分担が明確ですか？
- (4)参加者の健康状態に問題はありませんか？
- (5)事前に事故防止に対する注意や指導をしていますか？

☆ 問い合わせ ☆

海老名市市役所 市民活動推進課 市民活動推進係

住所 〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1

電話 046-235-4794

他市との比較

海老名市 市民活動推進補助金								
区 分	趣 旨	団体の設立要件等	補助金の上限額	交付回数	備品の取り扱い	H26交付実績	H27交付実績	H28交付実績
入門編	団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業。		1 0 万円	1団体につき、1 回のみの交付とする。	事業終了後に団体の財産となり得るものは不可。 (衣装や楽器、電子機器等)	0団体	1団体	1団体
発展編	団体がこれまでに行ってきた活動の拡充を図る事業、又は活動の発展を目的に次の一歩として新たに行う事業。		3 0 万円	1 団体につき 3 回まで交付できる。ただし、当該年度に 1 回のみの交付とする。		5団体	6団体	6団体

大和市 市民活動推進補助金								
区 分	趣 旨	団体の設立要件等	補助金の上限額	交付回数	備品の取り扱い	H26交付実績	H27交付実績	H28交付実績
めばえ	活動をこれから始める、または、始めたばかりの皆さんに対する補助です。【団体補助】		5 万円 ただし、当該事業実施に必要な経費の範囲内であり、現金による支出を超えることはできません。	1申請者につき1回まで	「めばえ」については、団体の活動初期に必要な備品費（パソコンや机等）も経費として含めることができる。	2団体	0 団体	0 団体
はぐくみ	すでに活動をしている皆さんが、より活動を発展させるための補助です。【事業補助】		2 0 万円 ただし、当該事業実施に必要な経費の2分の1以内であり、現金による支出を超えることはできません。	1事業につき1回まで		2 団体	2 団体	1 団体

綾瀬市 きらめき補助金								
区 分	趣 旨	団体の設立要件等	補助金の上限額	交付回数	備品の取り扱い	H26交付実績	H27交付実績	H28交付実績
いぶき	活動をはじめたばかりの団体が勇気をもって市民活動に取り組むための支援	設立1 年未満の団体	1 0 万円	1 団体 1 回まで	物品のうち、取得価格又は評価額が 5 万円（単価）以上のものはレンタル等に対応。	3団体	2 団体	0 団体
はぐくみ	既に活動している団体の活動を一層充実・発展するための支援	設立1 年以上の団体	2 0 万円	1 事業につき 3 回まで		6団体	7 団体	5 団体
はばたき	既に活動している団体が地域社会での広がりを目的に他の団体と協働で活動を行うための支援	設立1 年以上の団体 2 団体以上で事業を実施	5 0 万円	1 事業につき 5 回まで		0 団体	0 団体	0 団体

平塚市 ひらつか市民活動ファンド								
区 分	趣 旨	団体の設立要件等	補助金の上限額	交付回数	備品の取り扱い	H26交付実績	H27交付実績	H28交付実績
入門		今までに、ひらつか市民活動ファンドの助成を受けたことがなく、助成金を必要とする事業に取り組む団体を対象とします。	1 0 万円	1 団体につき 1 回	5 万円以上の備品や器具を購入する際は、申請時に要相談。 助成金により購入した備品には、「公益信託ひらつか市民活動ファンド」からの助成対象である旨の表示義務あり。	4 団体	2 団体	1 団体
発展		活動をさらに発展させていこうとする団体や、新たな事業を展開しようとする団体などを対象とします。 ※設立後、1 年以上経った団体が対象。	5 0 万円 ※事業費の助成割合の制限あり。 （1 回目90%、2 回目80%、3 回目70%）	1 団体につき 3 回		6 団体	3 団体	3 団体

藤沢市 公益的市民活動助成事業								
区 分	趣 旨	団体の設立要件等	補助金の上限額	交付回数	備品の取り扱い	H26交付実績	H27交付実績	H28交付実績
学生や若者を中心とする団体	藤沢市民を対象とした公益的な市民活動を行う団体が「組織基盤を強化するための取組み」を対象とする。	団体の要件代表者や学生又は若者であり、かつ、8 割以上の構成員が学生又は若者であること。	2 0 万円 (団体の予算額の 9 0 %以内)	1 団体につき 2 回まで ※過去の助成制度での助成回数を含む	組織基盤の強化と認められるものであれば限定しない。 ※事務管理能力を高めるために必要となるパソコンや会計ソフトなどの購入費など。	6 団体	5 団体	4 団体
一般の団体			4 0 万円 (団体の予算額の 5 0 %以内) ※設立後 3 年未満の団体の場合、8 0 %以内					

相模原市 市民・行政協働運営型市民ファンド ゆめの芽								
区 分	趣 旨	団体の設立要件等	補助金の上限額	交付回数	備品の取り扱い	H26交付実績	H27交付実績	H28交付実績
ファーストステップコース	活動の初期期を支援するための助成	設立後 3 年未満の団体（応募日現在）	総事業の 9 0 %以内で 1 0 万円以内。 ※学生主体の場合には 1 0 0 %以内で助成	同一の団体が、3 回まで助成を受けることができます。	備品は対象経費とせず	1 0 団体	7 団体	5 団体
ステップアップコース	活動をブラッシュアップし発展させるための助成	設立後 3 年以上の団体（応募日現在）	総事業の 8 0 %以内で 5 0 万円以内。	同一の団体が 3 回まで受けることができます。		1 2 団体	7 団体	1 1 団体